

粒調クリンカアッシュの特殊肥料への利用

特殊肥料とは

農家の経験などによって識別できる簡単な肥料・堆肥等肥料の価値または施肥の基準が含有成分に依存しない肥料です。

1992年の肥料公定規格の改正(1993年1月7日施行)によって、クリンカアッシュも形状、ほう素及びけい酸の含有量などから粒径制限を設けて特殊肥料として指定されました。

特殊肥料の「微粉炭燃焼灰」の定義

火力発電所の燃焼室の底部から採取されるものは「クリンカアッシュ」と呼びますが、「火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずる溶融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3mmの網篩を全通するものに限る。」と規定され、1988年にクリンカアッシュも特殊肥料として指定されました。

本製品は粒径が3mmより小さい粒調クリンカアッシュをご提供可能です。

特徴

- ①一般土壌の成分とほぼ同じで植物の育成に適しています。
- ②アルカリ成分が酸性土壌を中和します。
- ③植物の成長に必要とするものの土壌中には不足する特殊成分Mg, Si, 微量成分B, Cu, Fe, Zn, Moを含有しています。
- ④水分が無数の細孔にしみ込んで、植物の植生上必要とする水分を多く含むので植栽土壌として優れています。
- ⑤1,200℃以上の高温で溶融しているので雑菌や雑草の種子がありません。

ただし、栽培植物の選択、元土性状の掌握と石炭灰の混合率を試験したうえでのご使用を推奨致します。

